

福島市地域おこし協力隊募集要項

福島市は、福島県の北部に位置し、東西30.2キロメートル、南北39.1キロメートルと広く、行政面積は767.72平方キロメートルとなっており、西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に抱かれた福島盆地の中心に位置する自然豊かで人情味溢れる福島県の県都です。盆地特有の気候が育むあまくておいしいくだもの産地であり、豊かな温泉にも恵まれ、美しい花が咲き競う「花見山」など、魅力あるスポットが数多くある住みよいまちです。

しかしながら一方では、全国的な人口減少や少子高齢化は本市においても進んでおり、地域活力の低下や厳しい財政状況及び各分野に及ぶ地域特有の課題が年々深刻化しています。そこで、人口減少対策や地域資源を活かした産業振興、若者の定住促進等には地域の皆さんと協力しながら地域活性化に取り組んでいただける新たな人材が必要であり、その人材として「福島市地域おこし協力隊」を募集します。

今回募集する大波地区は、福島市の東部に位置し、相馬地方などへの交通の基幹となる国道115号線が走り、山間の農地と豊かな山林が広がっています。農業が基幹産業で、水田のほか野菜や果樹の栽培が行われており、また、大波城址や市指定無形民俗文化財の三匹獅子舞など、歴史的資源や伝統文化が地元住民により大切に引き継がれています。

1 応募条件

- (1) 年 齢 **20歳以上50歳以下** } 〔 飲食店での調理やメニュー開発に興味のある方歓迎 〕
- (2) 性 別 問いません。
- (3) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を福島市内に移すことができる方。
 - ① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域
 - ② 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域外の都市地域
- (4) 地域おこし活動や福島市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方。
- (5) 普通自動車免許所持者であり、かつ、自家用自動車を所有し、業務に供することが可能な方。
- (6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット、Eメール）の基本操作ができる方。
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 業務概要

地域おこし協力隊は、大波地区の活性化を目指し、主に以下の活動内容に従事する。

- ① NPO法人0073（おおなみ）と連携し、大波地区内外の人が訪れる交流拠点として地区の活性化に寄与することを目的とするカフェをオープンさせる。カフェでは、地区内で進めているさつまいもを活用した6次化商品などをイートインメニューとして提供する。なお、カフェオープン後はメニューの開発や調理を含め、経営全体を主体的に行う。

※ 協力隊の任期終了後についても引き続きカフェを運営していくことを想定。

カフェの概要（具体的には協力隊の方と一緒に決めます）

- ・ サツマイモを使った6次化商品のカフェスイーツとしての提供
- ・ 地区で収穫された米や野菜、くだものの直売
- ・ ワークショップなどイベントスペースの提供 など



カフェ予定物件 福島市大波桐町 31

- ② 地域内の活性化に向け、NPO法人0073が行っている寺子屋事業や子ども食堂、ひまわり畑事業等の活動を行い、他の地域団体と連携を図るとともに地域行事の企画・運営にも積極的に関わる。

3 募集人数

1名

4 活動場所

福島市東部支所大波出張所及び大波地区地内

5 身分・賃金

- ①身分 福島市の会計年度任用職員
- ②賃金 月額175,700円（期末・勤勉手当あり）
参考：年収255万円程度

6 任用期間等

隊員の任用期間は、任用の日から令和4年3月31日（任用の日が属する年度末）までとする。
なお、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行う場合があります。

7 勤務時間・休日

- ① 勤務日数・時間
勤務日数は週5日とし、勤務時間は8時30分から17時15分までとする。
- ② 休日・休暇
休日は4週当たり8日とする。休日に勤務した場合は、平日の勤務に振り替えるものとする。休暇については市の規程により付与するものとする。

8 待遇・福利厚生

- ① 社会保険については、健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険に加入します。なお、勤務実績によって共済組合保険に加入する場合があります。
- ② 月額報酬に加え地域おこし活動に要する経費に対し、市から予算の範囲内で支援します。
- ③ 活動期間中の災害補償等は、当初の任用から1年間については、「市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島縣市町村総合事務組合条例第16号）の定めにより補償し、当初の任用から1年を超えた時点から地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めにより補償いたします。
- ④ 隊員は、原則として大波地区に居住しなければなりません。大波地区において住居が確保できない場合などは、市内東部地区に居住することとなります。賃料等は月額 60,000 円を上限として市が負担します。（光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります。）
- ⑤ 活動に使用するパソコン等を貸与いたします。
- ⑥ その他、活動用の自家用車ガソリン代や活動旅費、活動に要する消耗品及び隊員の研修費用等については予算の範囲内で支給いたします。
- ⑦ 引っ越しに必要な経費については隊員の負担とします。
- ⑧ 生活備品等は各自でご持参ください。

9 受付期間

令和3年9月1日（水）から10月25日（月）必着

10 応募方法

次の書類を福島市定住交流課まで持参または郵送により提出してください。

- ① 地域おこし協力隊申込書
- ② 住民票（募集日以降のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）
- ④ 誓約書（記入・押印のこと）

※ ご提出いただいた書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

11 選考方法

- ① 第1次審査 書類審査
地域おこし協力隊申込書による書類選考のうえ、合否を文書で通知します。
 - ② 第2次審査 面接選考
第2次審査の日時・場所は、第1次審査の結果通知時にお知らせします。
 - ③ 最終選考結果の通知
最終選考結果は、第2次審査終了後に文書でお知らせします。
内定通知を受けた方へ住居・活動内容・雇用手续等の連絡をいたします。
- ※ 選考にかかる費用等は、すべて応募者の負担となります。

12 応募者の現地確認

地域おこし協力隊としての活動をご理解いただいたうえで着任していただくために

募された方には現地の確認をお願いしております。現地確認の日程などについては、個別に調整いたします。また、応募を検討されている方についてもご希望があれば現地を確認いただくことができますので「14 問い合わせ・申込み先」までご連絡ください。

※ 現地確認にかかる経費（交通費等）につきましては、応募者及び応募検討者の負担となります。

13 活動開始日

最終選考結果通知後における隊員の各種手続きが完了後（概ね1～2ヶ月程度）です。なお、移住の準備等に時間を要する場合は、協議のうえ着任時期を決定します。

14 問い合わせ・申込み先

福島県福島市 市民・文化スポーツ部 定住交流課
〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
Tel024-525-3739 Fax024-533-5263
E-mail: teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
HP: <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>